

電通事件「上司の不起訴処分（起訴猶予）に不満、刑事処分が妥当」とされる事案について

2015年12月、当時新入社員だった女性社員の自殺。これは長時間労働が原因で発生した鬱病が過労によるものと判断され、2016年9月に労働災害と認定されました。

労災認定後、1か月経過後に、東京労働局と三田労働基準監督署が本会社に立ち入り調査に入りました。その時、「ブラック企業」を専門に取り締まる東京労働局の「過重労働撲滅特別対策班」のメンバーも同行したとのこと。

立ち入り調査後の11月7日、労働基準監督署が強制調査に乗り出し、12月23日からの3連休中に社長を含む幹部社員に任意の事情聴取を行い、異例の速さで立件が行われました。

また、電通の本社と3支社（関西、中部、京都）に対して残業代の不払いについての調査も行われました。結果、書類送検に至り不起訴処分（起訴猶予）となったのです。

これに対し、死亡した女性社員の母親が「不起訴処分（起訴猶予）とされた事について、「労働基準法の違反行為を指示していたことが明確なので、刑事処分が妥当だと考えていたにもかかわらず、検察官が不起訴処分としたことには納得できない」と異論を唱えたということです。

その結果、正式裁判で審理することが妥当であり、略式での手続きは不相当と判断し、公判が東京簡易裁判所で開かれる見通しとなったのです。今後、公開の法廷の場で、刑事責任が問われることとなります。

24歳の人生が失われたことの大きさ、また、企業の働き方が問われている問題だと察します。労働災害の死亡事故に対して、過去何件かの手続き、和解等を行ってきましたが、今後このような事案が発生したときに問われることに対してさらに慎重が必要であると感しております。

時間外労働

1ヶ月45時間が限度ですので、1日2時間程度が望ましいと思います。人手不足ですが、早急に時間外、休日出勤を見直し、削減化にご協力をお願い申し上げます。

《筆者：鍋島勝子》



お知らせ

- 健康診断をご希望の事業所は、8月18日までに申し込み下さい。実施日は、10月4日（水）と10月18日（水）です。
- 賞与支払届：賞与を支給した場合には年金事務所への届出が必要です。将来受給する年金額の計算の基礎となるものですので、適切な処理をお願いいたします。
- 8月11日（金）から8月16日（水）夏季休暇とさせていただきます。



自然との共生

海の日連休、北アルプス「西穂高」独標、「焼岳」を計画し、新穂高温泉から登山を始めました。このコースは一般者向きで、難なく西穂山荘に着き、それから「独標」を目指したのですが、ガスがかかってしまい、山小屋に戻りました。翌朝に挑戦しようと思ったのですが、その日は朝から雨の予報でしたので早々と下山してしまい、100名山の焼岳を残してしまいました。今年、再度挑戦する予定です。穂高連邦、眼下に見える上高地などがとてもきれいでした。やっぱり山は北アルプスです。花もきれいでした。



北アルプス
西穂山荘
2367M



西穂山荘

ここは冬でも開いていて雪山の登山者に対応してくれています。おいしいラーメン等の食堂があります。登山者の憩いの場所です。



前穂への道



下界の上高地



わたしのひとこと

現在、50人以上の企業に障害者の義務付けが行われています。今、対象全企業の48.8%が、法定雇用率（2.0%）を上回っている状況です。これが、来年の平成30年4月に2.2%への引上げになり、従業員規模が45.5人以上に、その後、2.3%への引上げ時には、従業員規模が43.5人以上の企業となる予定です。これに対して、厚労省は、新たに雇用義務が生じる45.5人以上の事業主に障害者雇用への徹底化を図るとのことです。パート従業員（2人で正規従業員1人分）を含めて43人以上の事業主では、障害者を採用しなければなりません。障害者の雇用については様々な労働問題が出ており、調停・あっせん等にも多く出されているのが現状です。健常者でも問題社員が増えているにもかかわらず、障害者となると労務管理は簡単ではないという事になりそうです。

鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します



社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL：028-635-9752 FAX：028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail：nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

